

非住宅分野における木材利用の一層の促進について

全市連会員の皆様へ

標記について、林野庁木材産業課・木材利用課から以下の通り周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

1 J A S 構造材の活用等により、非住宅建築物の木造化の一層の推進をお願いします。特に、「J A S 構造材活用宣言事業者」及び「都市木利用拡大宣言事業者」におかれては、別紙 1 をご一読の上、宣言及び支援事業の趣旨を踏まえて、目標の達成とさらなる利用拡大に向けた積極的な取組をお願いします。

2 非住宅建築物の木造化の推進に当たっては、地方公共団体に対して、都市の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定の締結に向けた働きかけをお願いします。

協定の締結により、予算事業の優先的な支援を受けることができます。(別紙 2 参照)

3 建築物の木造化・木質化に関するご質問やご相談があれば、林野庁が設置している「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を積極的にご活用ください。

コンシェルジュでは、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等の紹介を行っています。(別紙 3 参照)

4 林野庁が作成した店舗、事務所、ビルなどの木造化に向けた普及資料をご活用願います。普及資料には、木造化のモデル設計や施工管理図書作成の手引き、建築物に利用した木材の炭素貯蔵量を表示する方法を示したガイドラインなどがあります。(別紙 4・別紙 5 参照)

別紙 1～5

担当：林野庁林政部木材産業課企画班

木材利用課建築物木材利用グループ